

令和6年3月22日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

文教厚生常任委員会
委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について3月1日に委員会を開催しましたので、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第6号議案 古賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法第129条の規定に基づく保険料の改定のため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 令和6年度の介護保険料の主な所得段階見込者数は、第1段階が2,389人、第2段階が1,550人、第3段階が1,463人、第4段階が1,949人、第13段階が244人。今までは古賀市独自の介護保険料負担割合を適用する段階もあったが、今回の改定ではどの段階も全て国の標準に合わせたことから、低所得者層においては第2段階の負担割合が増加した。
2. 公費による低所得者段階の介護保険料の軽減事業は国が構築した事業。消費税率が10%に上がることを機に社会保障制度を再構築したいとの国の考えから、消費税率の引上げ部分を低所得者段階の介護保険料の軽減に充てるもので、割合は国で定められている。今回の改定の中でその軽減幅が縮小されている理由として、軽減分を全国的に大きな課題である介護職員の処遇改善に充てるため。
3. 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域サポートセンターゆいを中心に介護予防サポーターの育成を行っており、その活動を通して健康づくりや介護予防などの支援を行っている。市民力を生かした健康づくり、介護予防活動は古賀市の強みであり、引き続き支援を行っていききたい。
4. 介護保険料の基準月額を5,300円で提案した理由として、パブリックコメントでは1件ではあったが、やはり大きな負担額の増加は厳しいという率直な御意見があったため。国の基準割合のとおり計算すると、現在の5,100円から約5,700円となり、約600円の増額は市民への負担が大きいとの判

断で基金の繰入れを決断した。

5. 現在、介護職員不足で必要なサービスが使えないとの声は届いていないが、介護職全体として人材不足というのは以前から問題として上がっている。しかし、訪問介護、ヘルパー事業に関しては利益率が高いという事で職員の基本報酬が下がっているため、国による職員の処遇改善率に関する加算措置を使いながら事業運営していただきたい。
6. 今回の改定後も介護保険料の基準月額を現状の 5,100 円で据え置いた場合、3 億 9,000 万円から 4 億円程度の基金繰入れが必要になると推計している。今回約 2 億 5,000 万円の基金を繰り入れ、基金残高は約 1 億 6,000 万円と見込んでいる。

【意見】

(賛成意見)

- ・被保険者に負担増を求めるものだが、高齢化に伴い介護保険サービスの維持にはやむを得ない。今回の国の介護報酬改定では、訪問介護の基本報酬減額、処遇改善加算措置があるが、訪問ヘルパーの不足や事業者が撤退することがないように、煩雑で負担の大きい事務が必要といわれる加算措置を事業者が得られるよう支援をお願いしたい。中長期的には健康づくり、介護予防を徹底し、健康寿命延伸を図ることで、介護保険料の上げ幅を極力抑えること、さらには減額にも期待し、賛成。

(反対意見)

- ・市民生活は物価高騰、公共料金値上げ、あわせて年金の十分な支給がされないという状況の中で、この介護保険料を引き上げることは、市民生活にとって非常に経済的な負担を与えるものである。地方自治体は市民生活を守るという立場に立つべきであり、反対。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 7 号議案 古賀市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

こども基本法の施行を踏まえ古賀市子ども・子育て会議の所掌事務を拡大するとともに、庶務を処理する課の名称変更をするため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. こども計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく計画で、国のこども大綱、または県が策定するこども計画などを勘案して、市町村が策定することになっている。また、このこども計画を策定するにあたっては、子どもの意見を尊重するということが示されていることから、子どもにアンケートを実施し、子どもが集まる場所で子どもの意見を聴取しながら計画を策定していく。
2. 子育て支援課の所掌事務に子ども・子育て支援事業計画とこども計画の2つの計画策定があるが、子ども・子育て支援事業計画をこども計画の中に包含して一体的に策定する。
3. こども計画の策定は、今の子ども・子育て支援事業計画期間終了から空白が生じないように、来年の3月末に策定予定。
4. こども計画策定の庶務は所管課の子育て支援課で行うが、計画策定に当たっては保健福祉部だけで行う内容ではなく、教育委員会・総務部・市民部も含め、全庁的に取り組み、各部が抱えている課題も含めて計画の中に盛り込んでいく必要がある。体制については庁内で協議したい。

【意見】

(賛成意見)

- ・本条例はこども基本法を踏まえて改正されるもので、こども基本法は、子どもの権利条約に基づき、子どもが守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にし、大人と同じように一人の人間として様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。こども計画策定においてもこの趣旨が生かされるよう求め、賛成。
- ・子ども・子育て支援事業計画という現行の計画と、新たなこども計画の2つのものが重複するのではないかと疑義を抱いたが、こども計画が策定されれば、そこに包含され、一本化されるということを確認することができた。このこども計画は国の大綱に基づいて作成されるが、子育て支援課の範囲を大きく超える内容が含まれており、子育て支援課にとどまらず、全庁的なこども計画策定に向けた体制を確立することが必要不可欠な条件であり、執行に当たってはその点をしっかり守っていただくよう求め、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。